

会議録（1）

会議の名称	令和5年度 第3回 飯能市障害福祉審議会
開催日時	令和5年10月3日（火） 開会 午後6時00分 閉会 午後8時20分
開催場所	飯能市役所別館2階会議室
会長氏名	曾根 直樹
出席委員	曾根 直樹 大森 三起子 窪寺 朋子 桑山 和子 齋藤 みどり 坂本 美津子 佐藤 智恵美 原 陽一 神山 秀昭 吉岡 かおる
欠席委員	角田 健一 岡田 京子 樽澤 久美子 双木 和宏 小島 崇幸 西澤 元
説明者の職氏名	福祉子ども部長兼福祉事務所長 内沼 和彦 障害福祉課長兼つぼみ園長 浅見 礼子 障害福祉課主幹（相談支援1担当）山本 賢 障害福祉課主幹（相談支援2担当）神立 浩美
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	福祉子ども部長兼福祉事務所長 内沼 和彦 障害福祉課長兼つぼみ園長 浅見 礼子 障害福祉課主幹（相談支援1担当）山本 賢 障害福祉課主幹（相談支援2担当）神立 浩美 障害福祉課つぼみ園副園長 関根 桂子 障害福祉課主査（総務担当） 林 久乃 障害福祉課主任（総務担当） 阿部 言美 障害福祉課主事補（相談支援1担当）稲原 遼
飯能市委託事業所	飯能市すこやか福祉相談センターいなり町 野崎 光子 飯能市すこやか福祉相談センターさかえ町 有賀 りつ子 飯能市すこやか福祉相談センターみなみ町 山口 晋 飯能市すこやか福祉相談センターはちまん町 山崎 寛之 飯能市精神障害者地域活動支援センター希望 萩原 純子 飯能市障害者就労支援センター 萩原 邦男
委託業者	有限会社 地域政策ネットワーク研究所 野上 隆憲

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項	
1	開会（午後６時００分） 障害福祉課長
2	あいさつ 会長
3	議事 (1) 第７期飯能市障害福祉計画（素案）について 事務局より説明を行い内容について了承を得た。 (2) 第３期飯能市障害児福祉計画（素案）について 事務局より説明を行い内容について了承を得た。 (3) その他 審議後、さらに意見がある場合は、１０月１３日（金）までに意見票の提出を求めた。
4	閉会（午後８時２０分） 職務代理
備考	

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
会長	<p>それでは、次第3議事に入ります。</p> <p>（1）第7期飯能市障害福祉計画（素案）第1章について、事務局の説明をお願いします。</p>
主幹 (相談支援1担当)	<p>（資料により説明）</p>
会長	<p>何かご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>8ページの強度行動障害を有する人に対する支援体制の整備については、研修の受講修了者の確保とありますが、加算条件になっているため現時点でかなりの支援者が受講を終えていると思います。ですのでそれを今後の目標にするのではなく、もっと深めた目標を設定するべきではないかと思います。行動障害については、現在の構造化支援によるアプローチだけではなく、他の個別の支援法によって成果を出していることもあります。例えば、市内の現場で実際のケースを中心に事業所間で情報共有しながら研修を重ねることなどが必要かと思います。</p>
会長	<p>構造化でない別のアプローチで成果を上げているとはどういうものですか。</p>
委員	<p>構造化支援のすべてを否定するわけではありません。最初に必要なのは環境を整えることでなくて、その人との人間関係、援助関係の構築です。様々な方法があるという認識を持つことが大事だと思います。</p>
会長	<p>受容的行動療法のことでしょうか。計画にはどのように盛り込みますか。</p>
委員	<p>研修終了者の確保とあるので、そうではなく、市内の支援者に研修を重ねていくことや事業所間の報告会というようなものがあると良いと思います。</p>
会長	<p>事例検討会の実施という表現になりますでしょうか。</p>
委員	<p>そうですね。表現はお任せします。</p>
主幹 (相談支援1担当)	<p>市としても、ニーズの把握と支援体制の整備という考え方です。地域生活支援拠点の枠組みや、基幹相談支援センター設置後の取組に、人材育成を含めた</p>

<p>会長</p>	<p>事例検討会を実施できればと思います。文言としても加えたいと思います。</p> <p>施設入所している方の行動関連項目の点数の表がありましたが、在宅やグループホームの方についても何点なのかは認定調査から簡単に集計できると思います。強度行動障害を有する人が安定した生活を送れているのか、実態を把握することは必須だと思います。10点以上の人について、全件、生活の実態を把握し不足している部分があれば対応するなど具体的に記載したほうが良いと思います。相談支援専門員を通じて、より詳細に調査することは可能だと思います。</p>
<p>主幹 (相談支援1担当)</p>	<p>成果目標に入れていくためにデータの抽出が可能か否か確認し、可能であれば掲載について検討します。</p>
<p>会長</p>	<p>地域生活支援拠点等について、飯能市は面的整備型ですが事業者の登録状況はどうなっていますか。</p>
<p>主幹 (相談支援1担当)</p>	<p>面的整備について、飯能市は令和元年から2か年、相談支援部会で検討してすべての法人に参加いただく面的整備をいたしました。5つの機能は、機能ごとにそれぞれ得意な事業を選んでいただいております。平日日中については相談支援事業所に参画いただき、平日夜間や土日は事業者で担いきれないので、相談機能を市役所で対応しています。体験については日中活動事業所で、それぞれ人員体制等の不備により業務を担えないという事業所もありますが、概ね参加していただいております。緊急時の受け入れについても、入所施設とグループホームに空き室の活用で対応していただいております。</p>
<p>会長</p>	<p>全ての事業所が地域生活支援拠点として登録しているという理解で良いですか。</p>
<p>主幹 (相談支援1担当)</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>委員</p>	<p>面的整備型において、地域生活支援拠点にコーディネーターを配置して何をしていくのかを総合的に書いていただきたいです。全体像が見えてこないです。</p>
<p>主幹 (相談支援1担当)</p>	<p>コーディネーターについて、配置場所や人材は予算にも関わりますので、現段階では確保ならびに配置という表記にしています。コーディネートについては、様々な事態が起きたときに、第一報を委託や相談支援事業所が把握して市役所にご連絡いただく場合、または直接市役所に入る場合、関係機関から入る</p>

	<p>場合など様々ですが、実質的には障害福祉課と委託している相談支援専門員で調整を図っているという実状です。コーディネートの機能は、現状では市の職員や委託のすこやか福祉相談センターの職員が担っています。この体制で8件対応していますが、今後、精査しながらどのようなコーディネーターをどこに置くべきかを検討していければと考えています。コーディネーターの配置というところに役割を具体化していく旨を記載したいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>今まで対応した8件の中に、入所施設の方の地域移行を課題に挙げて検討したことはありますか。今後やっていくというのであれば、取り組もうとしたことがあるか確認しておきたいです。</p>
<p>主幹 (相談支援1担当)</p>	<p>施設入所からの地域移行については、障害者支援協議会の相談支援部会で検討を進めるという枠組にしていますが、第6期中においては拠点や基幹相談支援センターの議論をしてきたところで、なかなか個別に地域移行を検討するには至っていません。障害福祉課の職員が施設に足を運んでご本人の確認をしたり、地域移行の受け皿となるグループホームの参入を調整したり、委託相談の契約を見直し、近隣入所者への調査、調整について一緒に動き出せる体制を整備したところです。</p>
<p>会長</p>	<p>今までは緊急時の対応だったということですね。</p>
<p>委員</p>	<p>今までも緊急時対応はしてきていることは知っています。所属する相談支援部会でも、今後は地域生活支援拠点等の整備について入所施設者の地域生活移行を論点として踏まえて議論していかなければいけないと思います。</p>
<p>主幹 (相談支援1担当)</p>	<p>以前から会長にもご指摘いただきました。会長が参画されている令和3年度に障害者総合福祉推進事業で地域生活支援拠点等の運営実態の検証、効果的な評価指標の開発という研究により、評価の軸が示されているので、飯能市の実態に照らし合わせ検討、検証を図りたいと思います。第7期の計画期間中に相談支援部会で課題検討を、審議会でも検証を図る予定としています。</p>
<p>委員</p>	<p>地域生活支援拠点は緊急時や親なき後に何か起こった際に面的整備していくというのが定義だと思っていました。それに加えて地域移行の問題が合わさった感じがあり、定義がよくわからなくなっています。</p>
<p>会長</p>	<p>拠点の機能の中に地域移行が入っているのかどうかというお尋ねですね。</p>
<p>主幹 (相談支援1担当)</p>	<p>実際の例としては、緊急時の対応が多くあります。先ほどご紹介した研究事業では評価軸が3つに設定されており、区分1が地域生活の安心の確保、2が</p>

<p>会長</p>	<p>地域生活への移行継続、3が地域の支援体制となっています。現段階では潜在要支援者のリスト化や拠点機能の検証と評価には至っておりません。今後、相談支援部会で具体的な検討をすすめたいと思います。</p> <p>地域生活支援拠点とありますが、地域生活支援拠点「等」なので、表記は間違えないようにお願いします。地域生活支援拠点の機能は大きく2つあって、1つは緊急時の対応です。これが地域生活での安心のための支援です。もう1つは地域移行です。これは具体的には体験の機会の確保がありますが、入所している人や精神科病院に長期入院している人が体験の機会や場を活用して地域移行を促進していくということです。この2つの機能を持っているのが地域生活支援拠点等になります。ちなみに、「等」が面的整備型の部分です。多機能拠点整備型に対して、既存のものを連携させて機能として対応していくのが面的整備型です。面的整備型をしていく上ではコーディネーターが不可欠です。今後、飯能市はコーディネーターを配置することなので、今登録している事業所のさらなる連携強化によって促進されていくことが期待されると思います。</p>
<p>会長</p>	<p>6ページの地域生活移行者数に関連して、飯能市は施設入所の待機者数は何人くらいいますか。</p>
<p>主幹 (相談支援1担当)</p>	<p>身体障害の方が2名、知的障害の方が4名です。</p>
<p>会長</p>	<p>施設入所待機者数もどこかに数値としてあげておくことはできますか。その方たちの住まいの場の確保も課題として書くべきではないかと思います。</p>
<p>主幹 (相談支援1担当)</p>	<p>33ページの障害福祉サービスの確保のためにというところで、追記することは可能だと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>待機している人で実際に飯能市にはいない人もいると思います。潜在的なニーズも把握していくことは必要かなと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>発生ベースで対応すると後手に回りますし、初めて会って十分に情報がない中でも支援しなくてはいけないのでお互いに不安になります。ニーズの高い人を事前に把握して、いつ何か起きてでも支援できるように情報交換しておくことがコーディネーターの役割かと思います。待機者数を数値として記載することは難しいですか。</p>
<p>主幹</p>	<p>待機者の見込量を出すことは困難ですが、現時点の待機者の実数を欄外に表</p>

(相談支援1担当)	記するなど検討します。22・23ページが居住系のサービスなので、そこに飯能市の現状を記載するなど検討いたします。
会長	第2章について、事務局の説明をお願いします。
主幹 (相談支援1担当)	(資料により説明)
会長	何かご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。
委員	38ページですが、手話通訳養成研修で、入門編と基礎編の講座があると思いますが、手話通訳ができる人材がゼロということで、今後どのように通訳者を養成していくのでしょうか。飯能市には手話通訳者が10年以上いないので非常に困っています。
課長	社会福祉協議会と協力しながら養成講座を行っています。県内でも通訳者が少ないという状況です。飯能市でも入門講座、基礎講座など引き続き積極的に機会を作りたいと考えています。
委員	手話通訳者の派遣は県の方に依頼する仕組みですが、例えば、緊急事態が起きたときに県に依頼することは簡単ではありません。地元到手話通訳者がいない状況でどのように対応したら良いかお考えを聞きたいです。
課長	救急車に手話で対応できるタブレットがあり、いわゆる遠隔手話での対応がされており。また、埼玉聴覚障害者福祉会で、災害時に対応できるようなシステムを考えているので、それらを含めて検討していきたいと思います。
委員	要望としては手話通訳者を付けていただきたいです。
課長	埼玉聴覚障害者福祉会で令和5年度から、個人のスマホのアプリで手話が対応できるシステムが開始されています。その実績も調べながら、取り入れるかどうか検討しています。
会長	今のことを計画に書いた方が良いということでしょうか。
委員	ぜひ計画に入れていただきたいです。
会長	手話通訳者がなかなか確保できない現状の中で、手話通訳者の確保などを追記することは可能ですか。

課長	遠隔手話通訳サービスも含めてリード文に入れていきます。
委員	障害者計画の57ページの安心・安全のまちづくりのところ、災害時の手話通訳のことや視覚障害の方について何も触れていないので、記載したほうが良いと思います。
会長	取組75の障害特性に配慮した防災対策の推進の部分にコミュニケーション支援や視覚障害者の移動支援についても記載していただきたいと思います。
課長	承知しました。
委員	どのようにしたら手話を学びやすい環境になるかを考えていく必要があると思います。約20年前に手話を学びたいと思い社会福祉協議会に行きましたが、仕事終わりの時間に通える講座はありませんでした。
会長	手話奉仕員養成事業をもう少し柔軟な時間帯に行うと良いですね。市から社会福祉協議会に委託しているのですか。
課長	委託して行っています。現在は、昼の講座と夜の講座があり、仕事をしている人は夜にご参加いただけるようになっています。
委員	当時も夜の講座はあったかと思いますが、入門編のみで、幅広いレベルに対応はしていなかったようです。今は夜の講座でも入門編から上級編まで受講できるようになっているのでしょうか。
主幹 (相談支援2担当)	現在は、入門編と基礎編という2種類を昼の講座と夜の講座で交互に開催しています。ただ、当然、基礎編を修了してもすぐに通訳者のレベルに到達できるわけではないので、繰り返して受講されている方が多いです。より上級を目指して手話サークルに所属する方がいらっしやるとも聞きます。
委員	手話サークルに行く時間がない方もいると思うので、社会福祉協議会の講座で上級まで対応できるように、市からも伝えていただければと思います。
委員	高次脳機能障害の方の支援についてです。リハビリを自費で行っているケースがあると聞きますので、定期的にモニタリングしたり、意見を聞いたりして、どういうニーズがあるか分析し計画に具体的に記載していただきたいです。
主幹	高次脳機能障害についてはそれぞれ状態像が違うので、個別の相談支援によ

<p>(相談支援 1 担当)</p>	<p>りニーズを把握して適切なメニューを調整して支援します。市内で機能訓練を提供できる事業所はありませんので、地域活動支援センターなどで受け入れていただいております。リハビリについては、医療の制度で対応するのか、障害福祉サービスで対応するのか、段階もあろうかと思えます。例えば、脳卒中の方は介護保険も含めての調整になりますが介護事業所での支援が難しいこともあり、個別の事情を勘案し適切に対応していきたいと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>25 ページの精神障害者のピアサポート養成講座ですが、基礎と専門の講習を受けるとピアスタッフとして雇用できます。飯能市として、どのような講座をするのかを具体的にしたいほうが良いと思えます。</p>
<p>主幹 (相談支援 1 担当)</p>	<p>ピアスタッフになるためには、国が定めた所定の研修を受けることが必要です。県が実施する研修等を市内のピアサポーターの皆様にご受講いただくことを後方支援できればと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>知的障害の方や高次脳機能障害の方向けの地域活動支援センターは市内にはありませんが、その支援はどう進めているのですか。</p>
<p>主幹 (相談支援 1 担当)</p>	<p>特に知的障害の方の余暇活動は以前から課題となっております。市内には、身体と精神の地域活動支援センターがあります。各地域活動支援センターと受け入れについて検討をいただけるよう調整しています。</p>
<p>会長</p>	<p>柔軟な受け入れを検討していただきたいと思えます。22・28 ページのグループホーム居住者の意思決定支援について、このままグループホームに住み続けたいのか、アパートなどで独立した生活をしたいのか、地域生活の移行について記述してほしいと思えます。</p>
<p>主幹 (相談支援 1 担当)</p>	<p>本市では精神障害者について、精神科病院からの地域移行としてグループホームを経験した上で一人暮らしに移行するという 2 段階での移行支援を実践してきました。一方で、障害のある方の高齢化に伴ってグループホームが終の住処となってきた現状もあります。このようなことを含めていきたいと思えます。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、(2) 第 3 期飯能市障害児福祉計画 (素案) について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>主幹 (相談支援 2 担当)</p>	<p>(資料により説明)</p>

委員	<p>児童発達支援センターについてです。令和8年度までに設置となっておりますが、親の立場と経験からですが、児童は1～2年でも大きく変化しますので、設置前でもその機能に類する体制を令和6年度もしくは令和7年度に構築する方向で計画に記載し実施していただきたいです。</p>
主幹 (相談支援2担当)	<p>児童発達支援センターについては、障害児支援部会の中でたくさんのご意見をいただいています。児童発達支援センター設置までの間は相談機能の充実について取り組んでいきたいと思えます。</p>
委員	<p>児童の話ではないのですが、精神障害の患者でLGBTQの問題に多く直面します。LGBT理解増進法もできましたので、相談支援の充実のところにそのことも加えられたら良いのかなとも思えます。</p>
主幹 (相談支援2担当)	<p>精神保健福祉法改正により令和6年4月から、精神保健に課題のある者等への相談支援が法的に位置付けられましたので、健康づくり支援課等と連携し個別支援をしております。本計画については記載する予定はありません。</p>
会長	<p>48ページについて、発達障害の児童が増えているので児童発達支援が重要になっていますが、集団生活への適応を強制されることによって苦しい思いをしている状況があると思います。法律に書いてあるから仕方ない部分もありますが、集団生活への適応訓練というのは定型発達した人から見た言葉だと思います。多様性の観点からもこの部分について検討しても良いではないかと思えます。</p>
主幹 (相談支援2担当)	<p>検討いたします。</p>
委員	<p>49ページの居宅訪問型児童発達支援で対象者の人数が少ないのは理解できるのですが、1か月あたりの見込量は低いのかなと思います。外出困難な方だと思いますので、他にも利用しているサービスがあつてのこの見込量なのか、お話いただけますか。</p>
主幹 (相談支援2担当)	<p>3か年の実績から導き出した数値となります。</p>
委員	<p>単純に実績から算出するのではなく、利用者のニーズを把握する必要性があると思います。</p>
主幹	<p>ご家族や計画相談員と検討して相談した上でこのような利用になっていま</p>

(相談支援2担当)	す。
会長	提供体制の事情ではなく、ニーズを踏まえた利用ということですね。
主幹	そのとおりです。
(相談支援2担当)	
会長	以上で議事は終了となりますので、これを持ちまして、議長の任を降ろさせていただきます。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。
<p>議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。</p>	
<p>令和 年 月 日</p>	
<p>議長の署名</p>	